



THANKS 運動

サンクス

～地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現～

小地域福祉活動実践事例集



社会福祉
法人 沖縄県社会福祉協議会

はじめに

近年、我が国では少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、家庭や地域の相互扶助機能の低下を背景とした、孤立死や自殺、ひきこもり、子どもの貧困など既存のサービスだけでは解決に至らない生活・福祉課題が顕在化しています。

こうした中、生活・福祉課題の解決のために、身近な生活圏域における住民同士の「支え合い」による小地域福祉活動の取り組みがますます重要となってきました。

沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という）では、市町村社会福祉協議会や各関係機関等と連携し、小地域福祉活動を通じた地域のつながりの再構築や住民参加で取り組む見守り活動、地域づくり、福祉教育・啓発活動を推進し、普及・定着を図ってきました。

本会では、平成 24 年度に県民の福祉課題を把握するため、住民に最も身近な存在である民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を行いました。

調査から見えてきた課題の特徴として、「制度の狭間」「複合的な課題」「支援・サービスの拒否」など、既存の制度や支援方法のみでは対応できない課題が多くあることがわかり、本会では、平成 27 年度より「社会的孤立対策モデル事業」をスタートさせました。

モデル市町村において「地域相談窓口」や「支え合い委員会」等の設置による「身近な相談・支援の仕組みづくり」や、「専門職の配置」による「ニーズに合わせた出向く支援の実施」に地域の実情を踏まえて取り組んだところ、課題として「住民主体の活動」「関係機関との連携」「地域支援活動」などを更に強化する必要があることがわかりました。

こうした実践を踏まえて、社会的孤立状態にあるまたはそのリスクのある方々、生活課題を抱えている方々に対して、身近な地域における支え合い活動や、関係機関・団体が連携して支援する仕組みづくりを展開するため、平成 29 年度より、県域の福祉関係団体の参画を得て「地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現」をスローガンとした「サンクス運動（以下「本運動」という）」がスタートしました。

本運動では、「住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組み」「地域における課題に対して関係機関が連携して対応する取り組み」「コミュニティソーシャルワークを担う人材の配置」を推進することで、「住民一人ひとりが地域における様々な課題に対して目を向け誰もが課題を抱えている方に寄り添う地域」「住民だけでは解決が難しい課題に対して住民主体の支え合い活動及び専門職の強みを生かした課題解決が行われ、誰もが住みやすい地域」「住民と様々な関係機関のつなぎ役になりつつ、誰もが困っていることを気軽に相談できる地域」を目指しています。

本運動の、取り組みに至るまでの調査研究やモデル事業の成果や課題をもとに、サンクス運動の趣旨等を共有し、さらなる小地域福祉活動の推進を図るため、今回、「小地域福祉活動実践事例集」を作成いたしました。

小地域福祉活動実践へ向け、参考までにご活用いただければ幸いです。

令和 2 年 2 月
沖縄県社会福祉協議会



住民主体の支え合い活動 住民相互の取り組み



地域における福祉教育の取り組みを通じ、住民自身が地域の課題に気づき、課題解決に向けた取り組みに主体的にかかわれるよう地域の特性に応じた支え合い・生活支援活動等を推進し、関係機関等との連携による課題解決の仕組みづくりを推進します。

「しま～の何でも相談会」の実施（今帰仁村）

村内全19字に、「しま～の何でも相談会」（地域相談窓口）が設置されています。

公民館を活用して区長、民生委員、保健師、社協職員にて、毎月1回、住民が地域で生活していく上での様々な課題を受け止め、課題解決を図る実践が行われています。



ほっと愛隊 in 和仁屋（北中城村）

北中城村にある和仁屋地区では、2018年6月に地域支え合い活動を行う「ほっと愛隊 in 和仁屋」を結成し、自治会長をはじめ民生委員や老人会、自主防災会のメンバー18名で構成されています。

活動内容として、毎月第2木曜日に地域の空き家の状況確認や対応策など、区民の困りごとについての会議や、区民を対象にした防災訓練も行っています。

同村が行う「生活支援体制整備事業」の一環として、2018年6月から一年間のモデル指定を受けたことをきっかけに活動を始め、モデル指定が終了した後は、自治会の協力を得ながら自主運営で活動を継続しています。今後の具体的な活動として、定期的な会議に加え、ウォーキングを通じた地域住民への見守り声掛け活動を予定しています。

安里地区の取り組み（八重瀬町）

安里地区では、自治会長や民生委員等を中心として地域の課題を話し合う「支え合い委員会」を設置しています。平成30年度からは、身近な相談を受け付ける「地域相談窓口」も設置し、また地域見守り隊も結成しました。

委員会では、2ヵ月ごと（奇数月）に地域から上がってきた課題に対し、地域でどのように支援できるのかを検討し、必要な時には、町社協等の専門職に繋げるなど、積極的に活動を行っています。





「夏休み子どもの居場所づくり」(八重瀬町)

子どもの夏休み期間に合わせ、公民館を拠点とした活動である「夏休み子ども居場所づくり」が行われました。

地域ボランティアが主体となって実施され、学習支援や昔遊びが行われており、2019年8月で2年目になります。

他市から移住してきた住民から「引っ越しした当初は地域に馴染めるか心配だったが、地域愛が素晴らしい地区なので、安心して暮らすことができます」と話がありました。

ていーだこども食堂(浦添市)

うらそえぐすく児童センター内で活動する「ていーだこども食堂」は、毎週土曜日10時から14時まで、来館する児童・生徒への食事の提供や学習支援に取り組んでいます。

地域ボランティアは1日5名程参加しており、また民生委員をはじめPTA関係者等が中心となっていることが特徴です。

活動の成果として「高校進学を通し、日中の進学ができるようになった」「地域との交流を通して、夢を持って生活できるようになった」と話がありました。



まるはな子ども食堂(与那原町)

与那原町の「まるはな食堂」では、平日16時から18時まで子ども食堂を開催しています。

2019年4月に代表者の花城勇榮さんが立ち上げ、自主財源で運営を行っており、協力者の平良秀美さんと2人で開催しています。多い時には数十名の子ども達が集います。

何か子ども達に異変を感じた時には、地域の民生委員へ情報を繋ぐなど、連携を図っています。





地域における課題に対して 関係機関が連携して対応する取り組みの推進

社協、社会福祉法人・福祉関係団体、NPO、企業、行政等と連携し、住民主体の活動を支援するとともに、様々な課題の解決に向けた取り組みを推進します。

見守りネットワーク協定を締結(南風原町)

住民の日常生活で異変と思われる状況を発見した場合に、関係機関へ連絡する体制整備の促進や住民相互の支え合うまちづくりを推進することを目的に、「見守りネットワーク協定」が締結されました。協定は、新聞販売店など、地域の9事業所(令和2年1月現在)が協定締結をして見守り活動を行っています。



「にしはら地域応援隊」(西原町)

西原町内で活動する「にしはら地域応援隊」は「人と人や社会資源を繋ぐ役割となる」ことを目的に2018年8月に発足されました。応援隊は西原町内の介護施設や病院で勤務する専門職15名で構成され、ボランティア活動を展開しています。活動内容は主に町内の自治会に出向き健康体操や健康講話を行っています。

構成メンバーの前田耕平さんは、活動の成果として「地域住民との信頼関係が構築され、顔の見える関係ができた」と語っていました。

現在、「にしはら地域応援隊テーマソング」の製作や行政、西原町社協、学校との連携強化に向けて取り組みを図っています。



「災害時外国人支援ボランティア養成講座」(沖縄市)

「誰もが住みよい多文化共生のまちづくり」を推進することを目的に沖縄市社会福祉協議会の主催で地域に住む外国人が、災害時に避難情報や避難所等でのコミュニケーションに不安を抱えないよう、支援を行うボランティアを養成する講座が実施されました。講座では、「分かりやすい日本語で伝える」ことや「日本語が話せる外国人には通訳の協力をしてもらう」等の講師からのアドバイスがありました。

参加者からは、「臨機応変に判断・指示することの難しさを知った」、「自分も外国人の立場になるかもしれない。その立場になって判断する視点が持てた」と語っていました。



「FMぎのわん」の取り組み(宜野湾市)

「FMぎのわん」は、平成26年5月に設立され、音楽や教育、エンターテイメント、時には野外から中継を行うなど、多彩な番組を毎日放送しています。また近年では防災活動にも力を入れており、「防災と地域づくりは切っても切り離せない」と考え、台風時には24時間体制で地域情報を発信するなど、防災・減災活動にも貢献しています。

代表の山内氏は、「宜野湾市社協とも連携していることから、地域の自治会や民生委員と繋がり、地域住民と信頼関係が築けました。これからも地域福祉活動にも参加し、地域に根差す社会となれるよう精進していきたい」と抱負を語られていました。



コミュニティソーシャルワークを担う人材の配置の推進

市町村社協にコミュニティソーシャルワークを担う人材を配置し、住民主体の小地域福祉活動を推進するとともに、社会的孤立状態にある住民や福祉ニーズの把握、他団体等との連携・調整による円滑な支援を行います。

(平成 30 年度末時点での県内配置状況：全 41 社協中、28 社協で 92 名配置)

※以下の項目については、令和元年 12 月に本会の地域福祉部が行った、県内の市町村社協を対象にしたアンケート調査の結果を基に、コミュニティソーシャルワークに係る部署の事業統括者から頂いた回答をまとめて記載しています。

コミュニティソーシャルワークを担う人材の配置を行う前と後の変化について

対象者との関係性

これまで来所相談のみの対応であったが、地域に出向いて相談支援を行うことで、相談の初回から終結まで安定的に支援を継続できる体制が整い、対象者へのきめ細やかな継続的支援に繋げるとともに、住民に寄り添いながら複合的な課題には各関係機関・団体と連携することで課題解決に向けた取り組みができるようになりました。

地域との関係性

これまではソーシャルワーカーが単独で対応していたが、地域とのコミュニケーションを大切に行っていくことで、地域と社協との信頼関係の構築ができました。また、地域福祉懇談会や小地域福祉ネットワークに関する会議を開催し、地域の情報や課題を住民と共有するようになり、地域と社協の関係性も密になりました。また、自治会長や民生委員等の負担軽減もでき、関係性を良好に保っています。その他にも、コミュニティソーシャルワーカーの呼びかけにより、自治会単位の支援会議が展開できたことで、支援ネットワークの構築が図られるようになりました。

組織内の連携

これまで担当ごとの支援でしかなかった活動が、係や部署を越えて声掛けや活動が一緒にできるようになりました。また、職務会等の業務的な情報交換のみであったことが、活動の共有やケースミーティングの実施により、ソーシャルワーカーのスキルアップにもつながっています。

人材を配置してみたの効果と今後の展開

ソーシャルワーカー配置による効果としては、ソーシャルワーカーと地域住民との関わりが増え、お互いの顔の見える関係が構築され、地域からの要望や課題に迅速に対応できるようになりました。また、自治会や福祉圏域ごとの地域課題や優先課題を整理することができ、ニーズの把握から解決・支え合いの仕組みづくりまで対応できるようになりました。

その他、各関係機関や地域からの相談、要望を早急にキャッチし迅速に対応できるようになりました。今後は、近隣見守り援助を推進し拡大し、地域の方々との連携強化を継続的に行い、社内の他事業担当者との連携強化も図ってまいります。

平成31年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償 **改定**

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶ 保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶ 年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
① 入所型施設利用者	1,310円
② 通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶ 保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶ 年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**
● オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶ 保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外 サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● この案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。